

公益財団法人自然保護助成基金
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人自然保護助成基金（以下「本基金」という。）の定款第18条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、本基金を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤理事には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事には、定例役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員は、無報酬とする。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤理事の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 常勤理事の定例報酬月額、常勤理事俸給表(別表)のとおりとする。

- 2 各々の常勤理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員給与規程に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤理事に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(費用)

第7条 常勤役員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を、別に定める旅費規程により支給することができる。

2 非常勤役員が会議に出席したとき、及び職務遂行のため出務したときは、費用弁償として、1日につき10,000円を支給する。また、これとは別に交通費実費を支給する。

(公表)

第8条 本基金は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

改定

平成28年6月13日 (別表) 常勤理事俸給表を改定

改定

2021年6月7日

- (1) 評議員・役員の評議員会・理事会への出席に関する費用の見直し
- (2) 常勤役員の退職金に関して、支払い年限の撤廃
- (3) 常勤理事俸給表(別表)を改定

(別表) 常勤理事俸給表

号	月額(円)
1	150,000
2	200,000
3	250,000
4	300,000
5	350,000
6	400,000